

令和7年度 第1回会津美里町子ども・子育て会議

日時：令和7年6月17日（火）

午後6時30分～午後8時

場所：会津美里町本庁舎 大会議室

次 第

委嘱状交付

1 開 会

2 町長あいさつ

3 会長及び副会長選出

会 長 _____

副 会 長 _____

4 協 議

（1）子ども・子育て会議について

（2）第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績及び
こども計画について

（3）こども家庭センター及び家庭支援事業等について

（4）本郷こども園改築基本構想（案）について

（5）その他

5 閉 会

委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所 属 等	備考
1	坂内 雄太	高田地域保護者代表	
2	安川 武士	本郷地域保護者代表	
3	安部 正和	新鶴地域保護者代表	
4	天笠 昌明	認定こども園ひかり理事長	
5	安達 和重	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会 事務局長	
6	山内 啓子	NPO法人子育てネットワーク 「ぼけっと」理事長	
7	冠木 久枝	本郷こども園長	
8	渡部 琢也	公立大学法人会津大学 会津大学短期大学部 幼児教育学科 講師	
9	佐藤 義雄	一般公募	

事務局

所 属	職 名	氏 名
健康ふくし課	課長	渡部 朋宏
	こども家庭支援室 主幹	福田富美代
	こども家庭支援室 室長	小林 早苗
	こども家庭支援室 こども家庭支援係長	阿部健太郎
こども教育課	課長	猪俣 利幸
	こども教育係長	鈴木 和子
	総務係長	菊地 建雄

4 協議

(1) 子ども・子育て会議について

①設置について

○ 子ども・子育て支援法第61条第7項

市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、(同法)第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○ 子ども・子育て支援法第72条第1項

市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第2項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

○ 会津美里町子ども・子育て会議条例

次頁の通り

②任期について

令和7年4月1日～令和9年3月31日まで(2ヶ年)

③報酬について

会議出席した場合には、委嘱委員のみ1回当たり3,100円支給いたします。なお、会議の開催回数によっては源泉徴収場合があります。

○会津美里町子ども・子育て会議条例

平成 31 年 3 月 6 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、会津美里町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関心を持つ一般公募による町民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、新たに委嘱され、最初開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年会津美里町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康ふくし課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月4日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月15日条例第14号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(2) 第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績及びこども計画について
子ども・子育て支援事業の事業の令和6年度実績

1 教育・保育の実績

① 1号認定（3～5歳、教育のみ）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	41	55	38	41	32	57	32	49	29	36
確保の内容 (b)	人	41		38		32		32		29	
教育・保育施設	人	41	55	38	32	32	57	32	49	29	36
地域型保育事業	人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

② 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績		実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	338	340	335	345	337	326	335	307	339	263
確保の内容 (b)	人	338		335		337		335		339	
教育・保育施設	人	338	340	335	345	337	326	335	307	339	263
地域型保育事業	人	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0

③ 3号認定（0歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	65	48	68	42	71	46	74	52	77	42
確保の内容 (b)	人	65		68		71		74		77	
教育・保育施設	人	62	46	64	42	66	45	68	51	71	42
地域型保育事業	人	3	2	4	0	5	1	6	1	6	0

④ 3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	216	205	225	178	234	140	243	143	252	158
確保の内容 (b)	人	216		225		234		243		252	
教育・保育施設	人	210	201	217	175	225	140	233	142	242	158
地域型保育事業	人	6	4	8	3	9	0	10	1	10	0

2 地域子ども・子育て支援事業の令和6年度実績

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延長保育事業	人/月	110	420	110	433	110	349	110	336	110	364
放課後児童健全育成事業	人	365	394	360	324	345	354	340	359	330	356
低学年	人	275	291	270	254	245	253	240	255	235	259
高学年	人	90	103	90	70	100	101	100	104	95	97
子育て短期支援事業	人/日	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業	人/日	30	13	30	14	30	14	30	15	30	13
一時預かり事業	人/月	25	22	25	23	25	13	25	21	25	26
認定こども園での預かり保育	人/月	10	1	10	0	10	1	10	1	10	3
子育て支援センターでの一時保育	人/月	15	21	15	23	15	12	15	20	15	23
病児保育事業	人/月	-	0	-	0	-	20	-	10	-	10
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
妊婦健診事業	人	1,300	1,105	1,300	1,243	1,300	1,063	1,300	964	1,300	897
乳児家庭全戸訪問事業	人	100	83	100	87	100	84	100	69	100	67
養育支援事業	人	5	0	5	0	5	0	5	0	5	0
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
子どもを守るための地域ネットワーク強化事業	箇所	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) こども家庭センター及び家庭支援事業等について

1 こども家庭センターについて

◎児童福祉法の改正（令和6年4月1日施行）により、「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である『こども家庭センター』を設置することが市町村の努力義務とされました。

2 こども家庭センターの設置

【名 称】会津美里町こども家庭センター

【設置時期】令和7年4月1日設置

【設置場所】会津美里町健康ふくし課こども家庭支援室内

【組織体制】センター長・統括支援員

保健師・子ども家庭支援員等

3 こども家庭センターの役割

◎妊産婦及び乳幼児の健康の維持・増進に関する包括的な支援、こどもと子育て家庭（妊産婦を含む）の福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく漏れなく提供する。

◎妊産婦、こどもやその家庭の課題・ニーズを母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし深く汲み取る。

◎家庭支援事業や母子保健サービス、その他の多様なサービスや地域資源を組み合わせ、サポートプランとして必要な支援内容を組み立てる。

◎関係機関と連携し、家庭の状況に応じた継続的な支援を実施する。

新たに家庭支援事業を行うなど、支援を必要とする妊産婦、こどもや子育て世帯へ必要な支援を提供していきます。

4 令和7年度家庭支援事業

事業名	内容	実施事業者	対象者	料金
子育て短期支援事業 《新規》	保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設への委託により、レスパイトケア等、必要な支援を行う事業	たちあ おい	満2歳以上の児童及び母親	0 ~ 2,200 円 /日
養育支援訪問事業 《拡充》	子育てに不安や孤立感等を抱える家庭や養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施する事業	町/ こころ のあ い	妊娠や子育てに不安のある家庭	無料
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、地域子育て支援拠点において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	① ぽ けっと ② ひ かり/ きぼう	①満1歳 ②満6か月以上の未就学児	1,000 円 程度 /4 h ※施設により異なる
子育て世帯訪問支援事業 《新規》	家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業	こころ のあ い	児童のいる世帯又は若年妊婦等	無料
親子関係形成支援事業 《新規》	こどもとの関わり方に悩みや不安を抱える子育て家庭に対して、こどもとの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を行う事業	こころ のあ い	児童との関係に不安や悩みを抱える家庭	無料

(4) 本郷こども園改築基本構想（案）について
別紙参照

(5) その他